

2016年12月1日 ▶ 2017年4月30日



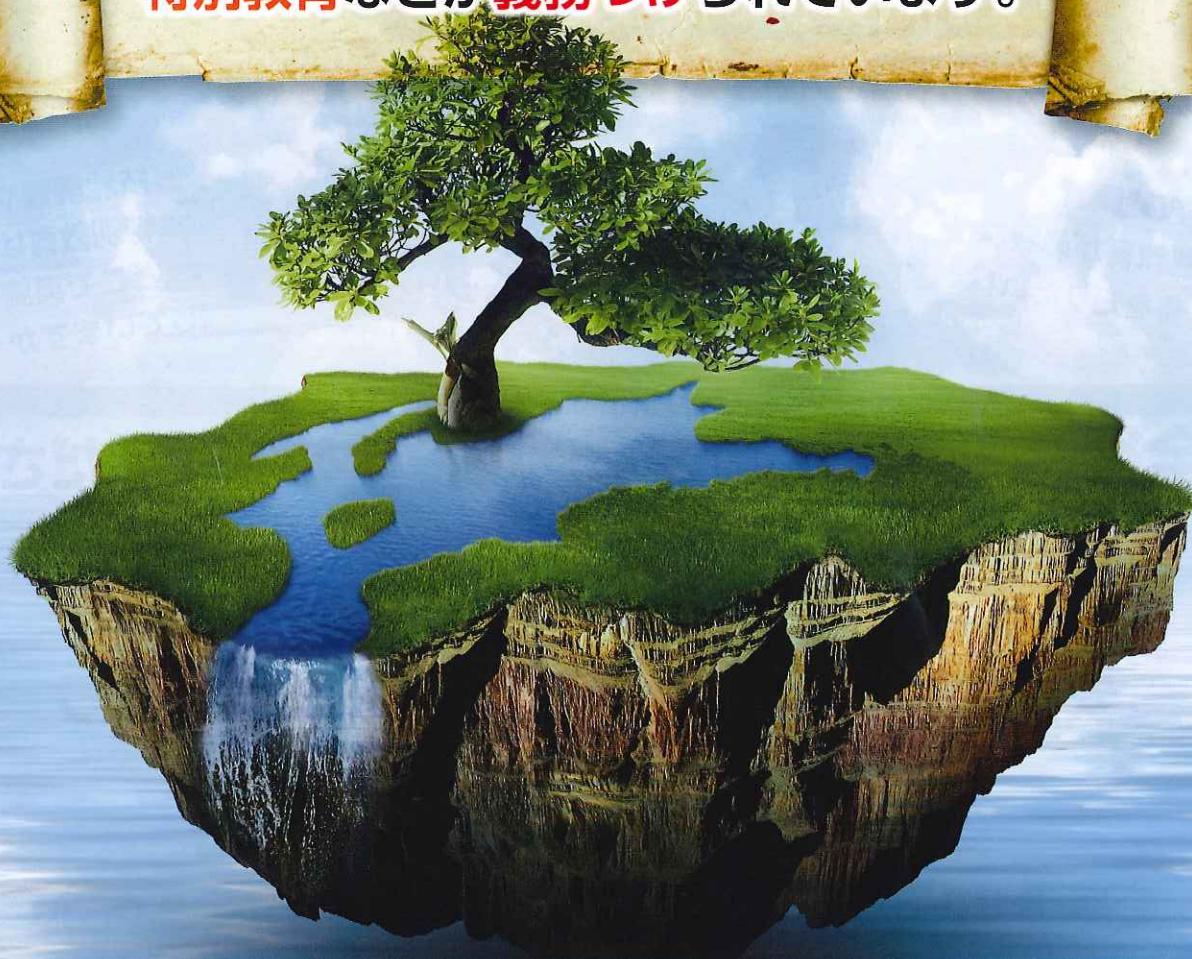
安全衛生教育促進運動

平成
28年度

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・
特別教育などが義務づけられています。



安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、第12次労働災害防止計画や、このほど改正された国の「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

正しい知識で 職場を安全・健康に!

わが国の労働災害は、平成28年に入り製造業の死亡災害件数が前年同期を上回って推移しているほか、就業者の約7割を占める第三次産業においても死傷災害件数が増加するなど、予断を許さない状況にあります。こうした第三次産業での災害増加に加え、職場でのメンタルヘルス対策の重要性が高まっていることを受け、平成28年10月には「安全衛生教育推進要綱」の改正が行われました。各事業場においては、この要綱を踏まえ、安全衛生教育・研修体制の一層の充実を図ることが求められます。

特に **雇入れ時教育**・**職長等教育**・

作業内容変更時教育・**特別教育** 等の徹底や

就業制限業務に係る資格取得 は労働安全衛生法で

義務付け られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

技能講習・
特別教育が必要な
業務を知りたい!

テキストは
どこで
買えるの?

安全衛生教育の
実施状況が確認できる
チェックリストが
ほしい!

技能講習や
特別教育は
どこで実施
していますか?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら

安全衛生教育促進運動

で

検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 **03-3452-6296** メール **koho@jisha.or.jp**

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会